

青色防犯パトロール車両のいわゆる 1 年点検にかかる仕様書

1 名称

青色防犯パトロール車両の道路運送車両法第 48 条第 1 項に規定する定期点検整備
(軽自動車 1 台)

2 車検対象車

次の軽自動車 1 台

自動車の種別	車名	型式	原動機の形式	燃料の種類	直近車検年月
軽自動車	三菱	ZAA—HA3W	Y 4 F1	電気	R6.8 月

3 内容

道路運送車両法第 48 条第 1 項に基づき定められた自動車点検基準(昭和 26 年 8 月 10 日運輸省令第 70 号)に規定する定期点検基準を満たすもの

4 履行期限

令和 7 年 9 月 3 0 日 (火)

5 履行場所

東成区役所 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

6 その他

- (1) 東成区役所で当該車両を引取った上、整備工場に運搬し、点検整備を行い、点検整備を終えた後、元の東成区役所へ当該車両を納車すること。
- (2) 引取り及び納車の日時については、本市担当と調整すること。
- (3) 点検の結果、定期点検整備項目以外に別途費用が生じる整備項目や部品交換等の実施が必要もしくは推奨される事象が判明した場合は、その事象について整備記録簿等に記載し本市へ報告すること。なお、別途費用が生じる整備や部品交換等を行わないこと。

7 事業担当

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

東成区役所 市民協働課 丸岡・春田 (TEL : 06-6977-9734 FAX : 06-6972-2738)